

令和4年度

第3回ふじさわ人権協議会

2022年10月5日(水)

藤沢市 企画政策部 人権男女共同平和国際課

○事務局（作井） それでは定刻になりましたので、ただいまから始めたいと思います。本日は大変お忙しい中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。ただいまから、令和4年度第3回ふじさわ人権協議会を開催させていただきたいと思います。人権男女共同平和国際課の作井と申します。よろしくお願いたします。本日も、コロナ対策ということで、会議時間は1時間半程度で終えたいと考えておりますので、ご協力よろしくお願いたします。本日は宮城委員から欠席のご連絡をいただいております、小原委員に関しましては、30分程度遅れますということで、連絡をいただいております。また、人権男女共同平和国際課長の鈴木に関しましては、別の公務が入っております、本日は欠席とさせていただきます。申し訳ありません。またオブザーバーといたしまして、人権指針の改訂に関するコンサルタント業務をお願いしています株式会社サーベイリサーチセンターの宮口様に、本日も出席していただいておりますので、お知らせいたします。では会議の公開・非公開についてでございますが、会議の成立につきましましては、ふじさわ人権協議会要綱第7条の規定に定める半数以上の委員の出席が認められておりますので、この会議については成立することを申し添えさせていただきます。また、会議につきましましては市政の運営や施策形成における公平性及び透明性を高めるという目的によって、藤沢市情報公開条例第30条の規定により原則公開としておりますけれども、本日の会議につきましても公開として運営してまいりたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

（異議なしの声）

○事務局（作井） ご異議がありませんので、本日も公開とさせていただきます。そして、本日は、特に傍聴の方はいらっしゃいませんので、このまま進行させていただきます。また、本日の会議につきましても、発言内容を録音させていただきますので、発言の際はマイクをお届けいたしますので、マイクを使ってご発言いただきますよう、ご協力よろしくお願いたします。それではお配りしている資料の確認をさせていただきます。資料は、本日の次第で裏側が委員名簿になっているものと、資料1-1として「藤沢市人権施策推進指針改定版に関する令和3年度事業実施結果」という横のものですね。資料1-2で「課別の事業数一覧」、これは縦の数字が入っているものです。資料1-3として「充実度一覧」。あとは資料2で人権eラーニング研修の案。資料3-1で今回の人権指針改定版の素案と、資料3-2として前回第2回の協議会でご指摘いただいた事項の一覧を表にまとめたもの。さらに、資料4として今回実施するパブリックコメ

ントのリーフレット1枚ですね。その後10月21日に開催いたします「共に生きるフォーラムふじさわ2022」のカラーのチラシがあるかと思えます。あと本日、「人権の擁護」という法務省の冊子が届きましたので、そちらを一部置いてあります。何か不足等はございませんでしょうか。大丈夫でしょうか。では、ここからの進行につきましては、ふじさわ人権協議会要綱第5条第2項に従いまして、片岡会長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○片岡会長 はい。皆さん、片岡でございます。こんにちは。先ほど事務局の方もおっしゃいましたが、マイクを回してご発言していただきますので、ご発言の際は、まず挙手いただいて、私をご指名いたしますので、マイクが回ってくるまで待ってからご発言をお願いいたします。今日は雨ということで一雨、一雨ごとに秋も深まってまいりました。お足元の悪い中、お忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。時間もあまりないので議事の方に進めさせていただきます。議題1「藤沢市人権政策推進指針【改定版】に関する令和3年度事業実績調査について」事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局（中村） 人権男女共同平和国際課の中村です。どうぞよろしくお願いいたします。後ほど人権指針の改定についての議題もございまして、お時間の関係もございまして、簡単に報告させていただきます。お手元の資料1-1、1-2、1-3になります。こちらの調査ですけれども、各課が業務として行っている事業の中で、人権指針の第3章、第4章にある施策の方向性に該当する事業について、毎年各課から事業実績を報告していただいているものになります。資料1-1の1ページ目をご覧くださいと、各課の事業が人権指針の体系別に並んでおりまして、1ページ目の表の上段にある項目の右から4つ目に「②充実度」があります。こちらは、各課がそれぞれの実績に基づいて、充実度をA・B・C・D・E・×で入力したものになります。充実度の凡例は、その上のページの四角の中に記載してあります。資料1-2は、事業数を課ごとにまとめたものになります。資料1-3は、人権指針の施策の方向性ごとの事業数と事業の充実度をまとめたものになります。資料1-3の3ページ目をご覧ください。表の下から2段目に、事業数「計418」とあります。令和3年度は全体で418事業の報告がありました。この中には重複した事業も含まれています。その右側に9、21、339などと書いてありますが、こちらは充実度の内訳になります。充実度A、新規事業は9事業あり、主に市民センター、公民館の講座になります。充実度Bは21事業、主に東京オリンピック・パラリンピック開催準備室の事業や

市民センター公民館の事業になっております。充実度Cは、充実した結果が得られたという事業ですけれども、こちらが339事業にありまして、全体の81.1%となっています。充実度D、計画通りの充実を図ることができなかった事業は32事業あり、ほとんどが新型コロナウイルス感染症の影響により中止となったものになります。充実度Eは、隔年または数年おきに実施のため、令和3年度は実施がなかった事業になりますが、こちらは13事業で、どれも市民センター、公民館の講座などで事業計画により行わなかったものになります。充実度が×となっている、令和3年度廃止終了事業は4事業ありまして、こちらにも主に市民センターや公民館講座などになっております。令和3年度に人権に関する内容で行わなかったため×になっているというものになります。令和2年度と比較しますと、令和2年度に充実度がD、前年並みの充実を図ることができなかった事業は63事業ありましたが、令和3年度は32事業に減っています。令和2年度がDだったものが令和3年度にCとなったものが21事業ありまして、コロナ禍の初年度である令和2年度には実施できなかった事業が、令和3年度はオンラインで実施するなど、事業実施に努めた結果が出ているものと捉えております。充実度Cの事業が全体の約8割となっております、全体的に人権施策の推進が図られたものと考えております。今後も関係各課などと連携して、充実した施策の推進が図られるように取り組んでいきたいと考えております。私からは以上になります。よろしくお願いいたします。

○片岡会長 はい、ありがとうございました。ただいま事務局の方からご説明がございましたが、このことに関して、ご質問等ありますか。昨年よりやや良い結果が得られているということだそうですが、ご意見はいかがでしょうか。

(梁川委員挙手)

○梁川委員 質問ひとつよろしいでしょうか。

○片岡会長 はい、梁川委員どうぞ。

○梁川委員 去年もそうだったと思うのですが、コロナの影響というのが一番で、D評価というところがほとんどコロナのために中止もしくは要請がなかったということなのですけれども、基本的にはその考え、それ以外の理由というのはないということでもよろしいかと思うのですが、一点だけ、資料1-1の33ページ、195番の「子どものいじめ防止等の取組」、新規事業の中で、「児童生徒指導の手引き改訂版を新採用教員へ配布し事故防止に努める」とあるのですが、特記事項として内容を見直して次年度配布するということは、今年度の新採用教員に

配布する予定だったものが、できなかったというニュアンスになるのかなという
と、時間的な問題なのでしょうけれども、何か課題設定としての矛盾を感じるか
なと思います。国の方の手引きというのが出て、それに見合った形で改訂版を作
っていただけるのかなと思うのですが、何かこのあたりの経緯がおわかりになれ
ば、逆に教えていただきたいなということが一点です。よろしくお願いします。

○片岡会長 事務局、いかがでしょうか。

○事務局（作井） はい、申し訳ありません。こちらはですね、教育指導課が担当
課になっておりますが、こちらについて、詳しく事情というか内容について、ど
うしてこういう形になっているのかというところは確認をしておりますので、
申し訳ございませんが、ご説明ができない状態ですけれども、確認をさせていた
だきたいと思います。次回ということで。

○片岡会長 ありがとうございます。よろしいでしょうか、梁川委員。こういう
細かいことは、各課に聞かないとわからないかと思います。でもCじゃなくてD
にしてあるのですよね。

○梁川委員 だからやっていないということか、できなかったということで、今、
経過途中だということだと思いますけれども、設定があるのは4月にするわけ
ですよね。

○片岡会長 作成途中であるということなのだと思いますが、配布はしていない。

○梁川委員 これ3年度分ですよね。今年ではないですよね。

○片岡会長 はい。他にご意見等ありますか。よろしいですか。それでは次の議題
に進ませていただきます。議題2「令和4年度人権eラーニング研修（案）につ
いて」事務局ご説明をお願いします。

○事務局（中村） お手元の資料2をご覧ください。eラーニング研修といいま
すのは、各課で独自に作成したコンテンツを利用して、職員が各自、パソコンで読
み進めて行う研修のことになります。市民病院の医師、看護師、専門スタッフな
どを除いた職員が対象となっております。昨年度の対象者数は3,426人とな
っております。今年度の実施時期は、昨年度と同様、11月から2月までを予
定しております。こちらの資料2が、今年度のeラーニング研修のコンテンツの
案になります。お配りしたものは白黒ですが、実際に学習するものはカラーとな
っております。ページをめくっていただきますと、2ページ目の上段に目次があ
ります。コンテンツの内容は、昨年度のものをベースにしておりますが、主な変
更点としましては3点あります。1点目は第一章の「人権とは」という部分です

が、昨年度は後半部分にありましたが、今年度は最初に移動させました。2ページ目から「人権とは」が始まります。その内容の中に、世界人権宣言と日本国憲法についての記載を追加しております。資料2の3ページから5ページの部分になります。2点目は、6ページ目へお進みいただきまして、人権指針についてのスライドになります。6ページ目の上段のスライドの下の部分に今年度人権指針の改定を行っていますという記載を追加し、改定について職員に周知するようにしています。3点目は、ハンセン病の部分なのですけれども、9ページ目の下段のスライドの右側の部分にハンセン病療養所の地図を追加しました。また、10ページ目の上段のスライドに、こちらは新しく追加したのですが、少しでも当事者の状況に実感を持っていただけたらと思い、実際にハンセン病の方が強いられてきたことについても記述を追加しております。説明は以上になります。よろしく願いいたします。

○片岡会長 はい、ありがとうございます。ただいまの事務局の説明に対して、ご質問等ありますか。では、片岡からよろしいでしょうか。このコンテンツ目次2ページ目なのですが、第2章の部分の順番というのは、何か意図的に決められていますか。

○事務局（中村） 特に意図的には。

○片岡会長 特に意図はないですか。それでしたら、少し気になったのが、この後、人権指針の方にも入りますけれども、4番に「多様な性と人権」が入っていて、7番に「ジェンダー平等」が入っていて、その間が離れていることと、人権指針ではジェンダー平等だけで、多様な性をタイトルにもしていないのに、ここでは非常に細かく触れていて、同じ課がすることにしては、ずいぶん差があるなと思っているのですが。細かく書かれる方は、私はいいと思うのですが、むしろこういうふうにeラーニングに書いてあるように認識されるのであれば、きちっと人権指針の方も両者問題点を明確にされてはいかがかないと思いました。人権宣言と憲法に関しても、おそらくこちらの方が人権指針よりもずっと細かく書かれているのですよね。細かく書かれてとてもいいのですが、eラーニングは一過性なのです。もう1回見直したりはしないと思うのです。でも、人権指針は5年なりという期間、教科書のようにデスクのわきにあって、わからなくなったら見直すような資料的な役割があるので、むしろそちらをきちっと充実させていただきたいなと感じました。以上です。他にご意見、皆さんいかがでしょうか。

(梁川委員挙手)

○片岡会長 梁川委員よろしくお願ひします。

○梁川委員 この7ページの第2章「主な人権課題」1番から8番。今、会長がお話になったジェンダー平等は7番なのですね。7番の「高齢者の人権」が抜けていて、8番に「ジェンダー平等」になるはずだが、そのまま7番になっている。これはミスだと思いますが。

○片岡会長 「高齢者の人権」がなくなっているのですね。

○梁川委員 去年の分では「高齢者の人権」がなかった。そして今年新しく項目を起こしている。その内容が一切抜けていて、「ジェンダー平等」が8になるところが7のままで、去年のものをそのまま使っている。

○事務局(中村) 申し訳ありません。「高齢者の人権」を追加したかったのですが、諸事情により無理だったのです。こちらを削除するのを失念しておりましたので、7番「高齢者の人権」を削除させていただきます。来年度以降に入れられればと思います。

○片岡会長 はい、事情はわかりました。簡単に第1章から行きたいと思います。第1章関係で何かご意見、ご質問等ありますか。人権についての説明、世界人権宣言と日本国憲法についての説明、それと現在、市で行っている施策の説明となっておりますが。よろしいですか。では第2章「感染症と人権」。こちらで何かご質問、ご意見ありませんか。大丈夫でしょうか。ないようでしたら、片岡から一点。8ページのコラムです。上の段「差別や偏見に気づこう」というところなのですが、「医療従事者、エッセンシャルワーカー、感染者や」となっていますけれど、医療従事者というのは、エッセンシャルワーカーの中に含まれるのだと思うのです。なので、エッセンシャルワーカーの定義というのは、各地域によって、市町村によって違ったりもしますが、「医療従事者などエッセンシャルワーカー」にされてはいかがでしょうか。他に皆さんからご意見ありませんか。

(梁川委員挙手)

○片岡会長 はい、梁川委員どうぞ。

○梁川委員 6ページの人権施策推進指針における分野別というところの表記の問題ですが、この会議でも何度も話題になってその都度修正等をしていただいているのですが、同和問題(部落差別)が指針の方では、部落差別(同和問題)に変えていただいて、それに統一するような方向になったのではないかなと思うの

で、職員向けのものについても直していただく方がよろしいのかなというふうに思うのですけれども、いかがでしょうか。

○片岡会長 はい、ありがとうございます。そうですね、統一したほうがいいですよ。

○事務局（中村） こちらは、今の指針の方に合わせておまして、その内容になっております。指針では「同和問題(部落差別)を解決するために」となっている関係で、こちらもそのような表記になっています。

○片岡会長 まだこの時点では、旧の人権指針に沿って書かれているそうです。よろしいでしょうか。

○梁川委員 今年はこれで、来年は変える予定ということですね。

○片岡会長 はい。小さいことですが、10ページ上の段「ハンセン病」の3行目「結婚しても子供を生むことが許されない」の子供の供がひらがなであってほしいです。あと何かありますでしょうか。ないようでしたら「インターネットと人権」にまいります。ご意見、ご質問等ありますか。これはどちらかというとな職員がインターネットトラブルに巻き込まれないよう、他とかなりトーンが違った書き方ですよ。実際にインターネットでこんな人権侵害があるとか、あるいはこういう例があるとかそういった話ではなくて、むしろ職員へのウォーニング的な感じでしょうかね。

○事務局（中村） そうですね。もともと基にしている資料の影響もあるのですけれども、ご指摘のとおりです。

○片岡会長 はい、いかがですか。もし何かありましたら、あとから事務局に言ってください。「外国につながるのある市民の人権」にまいります。こちらについて、ご質問、ご意見等お願いいたします。私が一点気になったのは、ヘイトスピーチは本当に深刻な問題なのですが、「外国につながるのある市民の人権」全てがヘイトスピーチだけになっているので、少し偏りがあるかなと思います。少しずつ毎年学んでいくということだったらいいのですけれども、ちょっと検討してください。他にも外国籍の幅広い方がいらっしゃいますので。皆さんご意見ありますか、よろしいですか。では、4「多様な性と人権」にまいります。

(岸本委員挙手)

○片岡会長 はい、岸本委員お願いします。

○岸本委員 岸本です。今回の資料3-1にもありますけれども、今後の改定の整理の中ではジェンダー平等の中で多様な性という位置づけをしておるのですが、今

回のeラーニング研修でいうと、この多様な性とジェンダーを項目分けしている
のでそこら辺の統一感があるのかなとちょっと疑問に思いました。

- 片岡会長 はい、ありがとうございます。私も同意見です。「多様な性と人権」
の頭の方がすごく同じことを何度も言っているページがあって、性的指向と性自
認に関して、5ページにわたって同じようなことが書かれているのですね。ここ
はもう少し短くできるのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。それ
と、この順番も「多様な性と人権」の1ページ目に、「性的指向や性自認を理由
とする」ときているのですが、性的指向と性自認がわからないと、最初に書かれ
ていることがもうわからないので、これは例えば18ページの一番下の「セクシ
ュアル・マイノリティとは」を最初に持ってくるとか、次に「セクシュアリティ
とは」と持ってくるとか、順番をちょっと工夫されてみてください。皆さんご意
見いかがでしょうか。よろしいですか。

(星野委員挙手)

- 片岡会長 はい、星野委員お願いします。
- 星野委員 21ページのところの上の「今日からできること」ですけれども、こ
ういう言葉が使えないのだよというのはいいのですが、他の人が使っているのを
もし見た場合、話をそらすとか、そういうことをしていただくといいかなと。な
ので、それを付け加えていただけたらと思います。
- 片岡会長 もう一度お願いします。
- 星野委員 こういう差別的な言葉を使わないようにというのはいいのですけれ
ど、もし差別的な発言を見聞きした場合に、「そういうのはやめよう」とか「そ
ういうのは時代遅れだよ」と言っていたらだけで、雰囲気も変わってくるかな
と思います。
- 片岡会長 わかりました。差別的な言動に遭遇した場合は、積極的に「そうい
うのはやめよう」あるいは、「時代遅れだよ」と言って、職員自らとがめようとい
うことですね。
- 星野委員 話題をそらすとか、差別的発言をそのままにしておかないというのが
大事かなと思います。
- 片岡会長 ありがとうございます。事務局よろしいですか。他に。
- (深田委員挙手)
- 片岡会長 深田委員お願いします。

- 深田委員 22ページの上のところなのですが、パートナーシップ宣誓制度のところで、全国の導入自治体で人口カバー率53.1%と出ていますが、神奈川県というのは、カバー率で言うと9割を超えていると思うので、もし、スペースが許すならば、全国と合わせて神奈川県のデータも入れたらどうかなと思います。
- 片岡会長 ありがとうございます。カバー率は9割なのですか。
- 深田委員 9割は超えていますね。星野さん、今、何自治体ぐらいですか。
- 星野委員 今、26自治体ぐらいです。11月に愛川町がまた増えるみたいですね。
- 深田委員 先日、県内の自治体を回ったときに、「今年度中には」とか「来年度早々には」というところも既にあるようなので、近々、全ての市町村で実施の方向ですね。
- 星野委員 結構、神奈川県は進んでいるのですよね。
- 片岡会長 事務局、そこら辺は最新の情報を入れ込んで、ぜひ神奈川県の様子がわかるようにしていただけますか。
- 事務局（作井） はい、ご指摘いただいたとおり、県の状況を入れた形で対応したいと思います。
- 片岡会長 はい。

(梁川委員挙手)

- 片岡会長 梁川委員どうぞ。
- 梁川委員 はい、また細かいことです。今のところの数字の出典というところは渋谷区に虹色ダイバーシティとなっていて、全国パートナーシップ制度共同調査と書いてあるのですが、昨年度は虹色ダイバーシティというところに認定NPO法人という表記が入っていたのですけれど、それは外れたのですか。それとも何か意図的に外した。
- 事務局（中村） こちらはホームページで確認した名称です。
- 梁川委員 去年のものは認定NPO法人表記が入ったものがプリントアウトされていたと思うのですね。職員向けだから、なくてわかるのであればいいのだけど、やはりNPO法人であるならば、その表記を入れておく方がわかりやすくいいかなという感じがしました。
- 片岡会長 はい、そちら確認されてください。よろしく申し上げます。他にありますか。よろしいでしょうか。それでは5「犯罪被害者の人権」にまいります。ご意見、ご質問等ありますか。これはスライドが3枚だけなのですね。よろしい

でしょうか。はい、次にまいります。6「障がいのある人の人権」です。ご質問、ご意見ありますか。

(深田委員挙手)

○片岡会長 はい。深田委員お願いします。

○深田委員 24ページの下から3行目の「障がい者白書」とかですね、25ページの上から3行目の「障がい者差別解消法」ですけれども、藤沢市では「害」の字をひらがなにするという事は承知しているのですが、法律とか国の白書などは漢字になっていると思うのですが、その辺はどちらがいいのかなと思いました。

○片岡会長 ご指摘ありがとうございます。

○事務局(猪野) 本来的には固有名詞は「害」の字は漢字であったら漢字、ひらがなであればひらがなとするところなのですが、障がいの「害」の字をひらがなに本市の方でするときに、文中に漢字とひらがなが混在するのは適切なのかという議論がありまして、「害」の字を基本的にひらがなで書くという形をとったという背景があります。ただそれが、今、庁内でもいろいろ議論がわかれていますけれども、かぎ括弧をつけたりとか、こちらはかぎ括弧をつけてひらがなとなっていますけれども、かぎ括弧をつけて漢字で表記したりとか、固有名詞だということがわかるようにして対応したりということを、今、している状況です。ここは課題も残っていますので、今後のところは関係課と調整するべきところかと思っておりますので、ご意見としてお伺いしたいと思っております。

○片岡会長 ありがとうございます。ちなみに片岡はメディア関係の仕事をしておりますが、かぎ括弧で正式名称を書くべきだと思っております。それが通常の方法です。なぜ、市役所内でこういうことで迷っているのかが逆によくわかりません。例えば、皆さんのお名前がありますよね。市役所で例えば略字の漢字を使ったとしても、本籍の名前、戸籍通りの名前を書くのと同じで、これは変えられない固有名詞です。

○事務局(猪野) いただいているお話は、まさにその通りかなというふうに思っています。その辺りは議論がわかれているのですが、当時の政策的なところの考えもあって、そのような対応を図ったというふうに、他の協議会の中でご意見が出て漢字をひらがなにされた方がいいのではないかと。その上でひらがなにするのであれば先進的な取り組みをしていくべきではないかという当時の施策的な考えの中でそういう話が出たようなのですけれども、ただ、固有名詞をひらがな

で書くというのはどうなのかというのはやはり庁内でも議論があつて、先ほどお話しされていたようにかぎ括弧をつけて漢字で表記するとか、そういったものは対応してはきているのですけれども、当時の考え方がまだ残っているというところがあつて、そこは整理が変わっていないので、今、ひらがなが混在しているような状況になっています。

○片岡会長 はい。ご説明ありがとうございました。

(戸高委員挙手)

○片岡会長 戸高委員、どうぞ。

○戸高委員 障がい者支援課の関係の会議に出ているときに、基本的には、国の制度的なものは「害」を漢字で、市の関係するのはひらがなっていうのは、障がい者支援課の会議に出ているときは、多分そういう整理をしながら、それを我々は当たり前かなというふうにとっていたので、逆に、何かそうかなという感じがす。

○片岡会長 ありがとうございます。

(宮原委員挙手)

○片岡会長 はい、宮原委員。

○宮原委員 今の話に追加ですが、やはり固有名詞を自治体であれ何であれ、自分たちの都合のいいようにするのは絶対まずいと思うのです。私は新聞記者をやっていたのですが、選挙のときに、名前が「たかはし」であった場合、げたのたかはし(高橋)と口のたかはし(高橋)を必ず確認する。中曾根さんの「曾」も、基本的にはやさしい字を使うのですけれども、それはご本人が選対の責任者に確認して、それが当落に関わるとかあるわけですから、そこら辺は絶対に検討の余地はないと思うのですけれどもね。それが私の見解です。

○片岡会長 ありがとうございました。固有名詞の件は皆さんが正式名称を書くべきだという意見だということで、直接eラーニングの内容に関係ないので、先に行かせてください。「障がいのある人の人権」については、これでよろしいですか。はい、次にまいります。「ジェンダー平等・男女共同参画」です。こちらでご意見、ご質問等ありますか。質問です。28ページ下なのですが、テレビドラマ「逃げるは恥だが役に立つ」というのは、すみません、片岡は知らないのですけれども、せめてどこのチャンネルでいつ頃やっていたドラマなのですか。必ずみんなが観ているくらい有名なドラマなのですか。この中で、知っている方はどれぐらいいらっしゃいますか。5人。こう書いて、職員の皆さんがわかるのかなと

思ったのですけれど。どうなのでしょう。なんかもう少し説明が要るかなと思いますが。はい、他に意見。

(深田委員挙手)

○片岡会長 深田委員、お願いいたします。

○深田委員 27ページの下の画面の「ジェンダーギャップ指数」ですね。116位。これは今年の3月に発表になったものだと思うので、「22年3月」という日付を入れておいた方がいいと思います。

○片岡会長 はい、ありがとうございます。他にご意見ご質問ありますか。

(岸本委員挙手)

○片岡会長 はい、岸本委員。

○岸本委員 先ほど片岡会長からご指摘のあったドラマの例なのですが、改めて見るとわざわざドラマを引用する必要もないのかなと思いました。月に大体家事として費やす時間がどれくらいと想定しているのか。この1,383円も何の根拠がわからなくなってしまっているので、最低賃金で計算するとしてもとか、こちらで場面設定してしまっただけで、計算式に当てはめてしまえば足りるかな。ドラマをわざわざ出す必要はないのかなと思いました。

○片岡会長 はい、ありがとうございます。でも、資料元が大和総研と書いてあるので、たぶんドラマを使わないといけないのでしょうか、1,383円の根拠は知りたいですね。

(星野委員挙手)

○片岡会長 はい、星野委員どうぞ。

○星野委員 今のものに関して、似たようなものなのですから、家事・仕事もあるし、いろいろなところで、役割で決めつけがあるかなと思います。例えば、重い荷物は男性が運ぶとかそういう役割ですね。あとは職業でも結構男女差があると思うのです。そういうのを何か載せたらいいと思うのです。例えば看護師ですと男性の割合は7%。歯科衛生士は驚くことに0.06%という数字が出ています。なので、そういうものを載せたらいいかなと思います。

○片岡会長 ありがとうございます。それが載せられるとしたら、男女間賃金格差のところでしょうかね。やはり女性の多い職業は、賃金が低めではないでしょうか。だから、そういったところに一言書くか。男女間賃金格差の一番大きい原因は、女性が非正規である人が多いということからきているのですけれども、

でも、これ賃金格差のグラフだけじゃなくて、その理由とか背景とかといったものを説明してあげないと、グラフだけでは不親切かなと思います。他にありますか。よろしいですか。では、次の第3章「人権に配慮した表現等」

(岸本委員挙手)

- 片岡会長 はい、岸本委員お願いします。
- 岸本委員 岸本です。31ページの下段と32ページの下段は改めて最後に締めくくっているという趣旨なのかもしれませんが、むしろ32ページの下段を最初に出して、その他にもという例で31ページの下段が来てもいいのかなと思いました。
- 片岡会長 はい、ありがとうございます。他にご意見ありますか。いかがでしょうか、よろしいですか。あと、第4章「相談窓口」ですが、相談窓口をeラーニングでこんなにあげられても学ばせんよね。どうでしょうか。他のeラーニングは普段どうしているものですか。
- 事務局(中村) こちらポータルシステムの中のライブラリというところに常に掲示をしてあるので、見ようと思えば見ることができますし、印刷が必要であればしていただくことができます。
- 片岡会長 そういうことですか。そういう理由があるそうです。では、とりあえず、この人権eラーニング研修に関しては、皆様よろしいでしょうか。何か他にご意見等ありましたら、事務局の方によろしくお願いいたします。では、次の議題に進みます。議題の3「藤沢市人権施策推進指針の改定について」、事務局ご説明お願いいたします。
- 事務局(作井) はい、それでは私の方から資料3-1、3-2に基づいてご説明させていただきます。こちら資料3-1につきましては、前回第2回協議会において皆様にお示ししました内容に対して、いただいたご意見やご指摘の他に、庁内組織や全庁各課からご意見をいただきまして、それらを反映させたものがこちらになっております。資料3-1と3-2を並行してお話させていただきます。資料3-2につきましては、先ほど説明したように、2回目の協議会で皆様からいただいたご意見に対して、どのような対応をして、資料3-1に反映させているかということが記載してございます。お時間の都合上、全て読み上げることはいたしませんので、申し訳ありませんが、それぞれでご確認いただければと思います。ただその中で、一部、ここには「検討します」ですとか「判断します」というふうに記載をしてあったものの中に、資料3-1の方に反映させることが難しかったも

のがありますので、そこだけ説明させていただきます。まず資料3-1の分野別でいう第3章1の「ジェンダー平等」のところでご指摘いただいた、男性と女性とそれぞれの生きづらさなども書いていただきたいというご意見があつて、それについては3点をバランスよく記載できるか検討します、というふうに資料3-2の3ページに書いてあるのですけれども、実際に作成をしたところ、男性の生きづらさというのを明確に具体例を挙げて書くということをしておりませんで、男性、女性という括りなく、誰もが健康で安心して暮らせるというような大きな括りでの書きぶりとなっているところが反映はさせていない部分になります。あと全体的な表記といたしましては、キーワードですとか課題部分については目立つような工夫を試みたらどうでしょうというご意見もいただいていたのですけれども、そこは修正後の見やすさによって判断しますというふうに対応させていただいたのですけれども、こちら構成上、表題ですとかタイトルの部分と、説明の部分の文体を分けたりして表記をしている関係上、説明文の中でどこかを太字にするとか、下線を引くといった対応をしていない状況になっております。あと施策の方向性については、箇条書きにしてはどうかというご意見もあったのですけれども、そちらについても各課等からの意見も踏まえまして、箇条書きにはしないで、表記全体を前向きな感じの表記に統一してあります。資料3-2に書いてある内容と少し違う状況になっているので説明させていただきます。

それでは資料3-1の内容について、第2回の協議会からの主な変更点についてご説明させていただきます。大きく章が変わるといった変更はございませんけれども、全体的に文言の精査、統一というものと、あとデザイン化を図るということ、あとは掲載内容に係る市民意識調査の結果をこの中に掲載をした他、コラムや図を加えて、情報について視覚的な表現に努めたつもりでおります。あとご指摘いただいた用語解説につきましては、単語が出てくる初出のページ下段に記載するようにいたしました。第3章の分野別のところで変わったところとしては、4の「障がいのある人の人権」については当初、ここに難病患者を加えることを想定しておりましたけれども、庁内の意見等もありまして、現行どおり7番の「患者等の人権」に記載することにいたしました。その関係で、コロナを踏まえまして、7番の「患者の人権」という名称を「感染症患者等の人権」というふうに改めるという案もあったのですけれども、「感染症」という文言を追加するのをやめて、今までどおり「患者等の人権」という表記のままになっております。あとは10番の「生活困窮者の人権」について、今の指針では「ホームレス

の人権」というふうになっている関係上、内容がかなりホームレスを大きく取り上げてあるような表記になっておりまして、担当課の方から書きにくいということで、ホームレスを分けて書きたいというご意見がありましたので、貧困も含めて生活困窮者というふうに改めたのですけれども、ホームレスと生活困窮者というのを分けて記載するようにいたしました。その他、各課、事業課の方からのご意見を踏まえて適宜加筆修正をしているところでございます。

その他、日程上の都合で申し訳ないのですけれども、今回、こちらの素案につきましては、10月11日からパブリックコメントを1ヶ月間実施する。それが年度末までに指針を固めるためのリミットになっておりまして、その関係で本日こちらで素案をお示ししているのですが、この素案で一旦、市民の意見を聞くような形にさせていただきたいと思います。今、ここにある素案が9月22日となっているのですが、これを本日ここでお示しをしたということで、10月5日の協議会の日付に改めて、内容はこのままのものを資料として印刷をして、各市民センター等で閲覧をする準備等の手配をしている状況でございます。本日、皆さんにご意見をたくさんいただくことになると思うのですけれども、そちらの反映は最終案に向けての調整の際に反映させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。また、巻末に資料編をつけているのですが、そちらについては、現在の指針の記載を踏襲する方向で作成をしている状況でございますので、パブリックコメントには、今と同じように資料編は含まない形、第4章までのご意見を求めてまいりますのでよろしくお願いいたします。

あと一点、資料3-2の表の「頁」というのが一番左端に記載があって何ページに何が書いてあるというのがあるのですけれども、こちらの頁というのは今回9月22日の素案の頁ではなくて、7月11日付けの素案に載っていた頁になっているので、今回お配りした素案とこの頁数が一致をしております。わかりにくくなっておりますのでお知らせしておきます。簡単ですが以上となります。

○片岡会長 はい、事務局ありがとうございました。前回からかなり書き込まれて充実したのを感じます。いろいろ皆さんのご意見があると思います。まず第1章という大きい括りで、ご意見、ご質問を聞きたいと思います。

(岸本委員挙手)

○片岡会長 はい、岸本委員。お願いします。

○岸本委員 第1章というのかその一つ手前になるのですけれども、まず全体的にはすごく読みやすく、かつかぎ括弧の固有名詞の障がいの「害」の字も含めて、

固有名詞をそのまま引用していることで、私はいいい内容だと思っております。その第1章の手前ということで、現行の推進指針を見ると、目次の前に「人権とは」というのと条文の引用があつて、これは内容に関わらず、今回の件でも同じように踏襲した方がいいのかなと思っております。

○片岡会長 はい、ありがとうございます。他にご意見ありますか。

(深田委員挙手)

○片岡会長 はい、深田委員お願いします。

○深田委員 今、岸本委員から第1章の前の話があつたので、私も第1章の前ですが、この指針の名称ですね。実は前回の委員会的时候には、「まちづくり指針」というのになんとなく違和感を覚えて、そういう発言をした記憶があるのですが、その後いろいろ考えてみて、これはこれで、将来に向けた一つの展望を持つ比較的好いタイトルなのではないかなと考え直しました。ただし、この第1章に入っていったところで、人権指針という言葉がたくさん出てくるので、この表紙の右上とかどこかに、このまちづくり指針が「藤沢市人権施策推進指針」を継ぐものというか改定したものだわかるように小さな文字で、「藤沢市人権施策推進指針」というのをどこかに入れておいた方がいいかなというふうに今は思っています。

○片岡会長 深田委員、ありがとうございます。確かにこのソフトな名称もいいのですが、これから毎回正式名称を書くのは大変ですよ。そういう運用上のことも考えてお名前をつけた方がいいのではないかと、もう1回思いました。もしまだ検討の余地があるのであれば、もう少し短くしていただきたいと思えます。はい、他にご意見ありますか。

(梁川委員挙手)

○片岡会長 はい、梁川委員お願いいたします。

○梁川委員 とりあえず今日いろいろ言っても変わりませんということですよ。

○片岡会長 パブコメの意見と共にこの意見も入れられて、もう1回変わります。

○梁川委員 いつも細かいことばかり言っていて申し訳ないのですが、全体に関わってくる表記の部分です。表現の部分で前回は「大学」という表現に対して「教育機関」というふうに変えていただく方がいいのではないかとということで、ページ5のところでは、一番下の(3)のところは「教育機関等」というふうに直していただいているのですが、中段の最後の行は前と同じような「大学等」それが他のページでもそういう表記で、使い分けているということが明確

であれば構わないのですが、統一するなら統一した方がいいのかなと。それと同じような内容で「自分と自分以外の人」、「自分と他人」、「自分と他の人」という、使っている意味は同じなのかなと思いつつも、その文章の書きようによって、その表現が違っている場所がいくつかあるのですね。そういうところについては、全体を通して、一般的に見るのであれば、使い分ける意味があって使い分けるのならいいのですが、そうでないのであれば、できるだけ共通の表記という形にさせていただく方が、読む方としては理解が進むのかなということです。それから、2点目は、6ページの例で言えば、ゴシック体で以前に比べると市の動向、国の動向、世界の動向とわかりやすくはなっているのですが、特に国の動向のところは、内容が盛りだくさんなのです。

例えば、2段目の平成28年の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」、「部落差別の解消に関する法律」、それから「再犯の」と4つあるのかな。そうするとこれ全部のスタートがかぎ括弧でスタートしていて、文字列が全部ですと同じ文できているのか、それぞれ違うものなのかというのが読み取りにくいので、せめて一つ一つの内容について、初めに黒ポチをつけて、ここには4つのことが書いてありますよとわかるような仕掛けをすると読み取りやすいのかなという感じを持ちました。それから、ページ5の中段のところなのですがオリンピック・セーリングの話題のところ、本市の場合、3か国の事前キャンプが行われたのですが、ここではポルトガルが代表国としてあって、残りの2国のことは書いてないのですよね。調べましたら、エルサルバドルとエジプトがそうだとということで、文字数としてはそんな大きな差にはならないのだとすれば、3か国分の国名を書く方が平等かなという感じを受けました。多分特にポルトガルに力を入れているわけではないと思いますので、代表という形で書かれたかなと思いますが、3か国ですので、そういう並列表記になる方がありがたいかなという印象を持ちました。

○片岡会長 はい。ありがとうございます。片岡から1点なのですが、法律の名前があちこちに出てきます。6ページ、7ページの表では、かぎ括弧があって、かぎ括弧の外に、いわゆる通称名が書かれているのですけれど、これはかぎ括弧の中に入れたほうがよくないですか。施行されるわけですから。そのパターンできているものときいていないものが3章の中にも混在していますので、もう一度その書き方をチェックしてみてください。よろしくお願いします。

○梁川委員 5ページのヤングケアラーの最後の米印の説明のところの最後の行の最初のところですが、「家事や家庭の世話」でいいのですか。僕のイメージだと「家事や家族の世話」というふうに読み取るのが普通かなと思うので、これは誤植かな。

○片岡会長 はい、ありがとうございます。

(深田委員挙手)

○片岡会長 はい、深田委員。

○深田委員 5ページの本文の上から7行目、自殺者数の増加というのは、多分数年、総数は横ばいだと思うのですね。ただ女性と若者の自殺が増えているということだと思うので、そこをご確認ください。それからもう一つ、6、7ページのところですが、最近の動向で、2015年からということになっていますが、なぜ2015年からなのかなというのがよくわからないのと、あと後半が、もしスペースが空いているようであれば、例えば2000年からとか、2001年からという法律があるか、今、この場ではわかりませんが、拾っていただいてもいいのかなと思いました。

○片岡会長 はい、ありがとうございます。今の最近の動向のページですが、ここに例えば入りきらなくて捨てるのでしたら、裏の資料の方に入れてくださるとか、そうした工夫をされてください。

○事務局（作井） 近年の主な動向が平成27年から載っている理由としては、現行の指針が平成28年までの法令を載せていた関係で、それ以降何か変わったものということで載せようとしたのですけれども、現行の指針にSDGs「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が載っていなかったため、今回この指針がかなりのSDGsに触れている関係上、SDGsを入れたいということで、1年かぶってはいるのですけれども27年からというふうにしたものです。理由としては以上です。

○片岡会長 はい、ありがとうございます。でももう少し入れてあげた方が親切だと思います。ですからここに入らなくても、裏に入れてくだされば結構です。では、第2章の方でご意見、ご質問ありますか。

(宮原委員挙手)

○片岡会長 はい、宮原委員お願いします。

○宮原委員 2章の冒頭、1「基本理念」で3点指摘します。まず、3行目「普段の態度や行動に現れている」の漢字ですが、この表現の「現」の現れるは隠れて

いるものが出てくる意味合いが強いので、ここは表現の「表」、表面に出るとか表現されるという、こちらにすべきではないかなという気がします。現状使われているのは、太陽が現れるとか、皮膚に湿疹ができるという意味合いで多く使われる「現れる」で、「表」は影響が表れる、顔色に出るといような意味合いでも使われているので、「表」の方ではないかなという気がします。それから2つ目ですが、5行目に「自分だけではなく、自分以外の人の人権も尊重しながら」という表現がありますが、1行飛んで「誰もがお互いの人権を尊重することで」とあります。これは、表現は違いますけれども、同じことを言っているなので、少なくとも後段の「誰もが」云々というのはだぶりに近いので、これは削ってしまっても良いのではないかと。それから最後ですけれども、1行目に「一人ひとり」という表現が出まして、3段落目にも「一人ひとり」と。わずか9行くらいの中に「一人ひとり」というのが2回出てくるのはいかがなものかという気がするので、直すとすれば後段の「一人ひとり」を「全ての人々」がとすれば、同じことですがけれども「一人ひとり」という、だぶる表現がないように使えるのではないかとという気がします。以上3点の指摘です。

○片岡会長 はい、ありがとうございます。文章のブラッシュアップをしてくださいましたので、うまく反映してください。他にご意見、ご質問ありますか。「基本目標」のところのSDGsなのですけれども、目標1、目標2、目標3で5つしかあがっていないのですね。実際はもっと関連しているものがあると思うのです。私がぱっと見た限りは、1、2、3、4、5、8、10、11、16、17あたりが人権に関係しているのかなと思いますので、SDGsを今回入れるのであれば、きちんと入れましょう。入れないのだったら、これは構わないのですが、それを今回意識しているよということでしたら、きちっと関連部分を網羅してください。他にご意見がありますか。よろしいですか。また、言い方なのですが、12ページと13ページ「人権教育」の下の方に「多様化・複雑化する様々な人権課題」右ページの(4)「パートナーシップによる取組」の本文の下の方に「複雑かつ多様化する人権課題」。先ほど梁川委員から同じようなものなのだけれども、違う言い方が混在しているというもう一つの例だと思いますので、この辺りもご検討ください。どうでしょうか2章。

(梁川委員挙手)

○梁川委員 言葉について具体的にいいですか。全体を通して言っているのなら、「他人」と「他の人」このページでも同じことが書かれている。

○片岡会長 文章のブラッシュアップは、後でまとめて細かいところを出していただくことにしましょうか。時間もないので、3章の具体的なところに入ります。よろしいですね。私、気になっている点がありまして、3章の課題が12載っていますよね。1は「ジェンダー平等社会に向けて」でその他が「尊重するために」が圧倒的で、「部落差別（同和問題）」は「解決するために」、「ビジネスにおける人権尊重を進めるために」何か物の言い方が統一されていないのですね。何とかするためにするのでしたら、例えば「ジェンダー平等社会を実現するために」とか、統一感のあるタイトルにしていただけないかなと思いました。このページは、先ほども意見を申し上げましたが、やはりいわゆる女性問題とセクシュアル・マイノリティのことを混在して書かれるのは難しいのではないかなと思うのですね。それで同じ第3章1の課題として、ジェンダー平等社会を実現するためにだとしても、例えば、7「患者等の人権」とか、11「生活困窮者」、そういうところも（1）とか（2）とか、そういう分け方で書いてあるじゃないですか。そうした方が課題が見えやすい。やっぱり何が問題なのかがよくわからないと思うのですね。こんな問題がありますよということが、誰が見てもわかりやすいように分けて書いていただけないでしょうか。願わくば、もう一つ、男性の生きづらさとこのワーク・ライフ・バランスとかも関係してくるかと思うのですけれども。

(深田委員挙手)

○片岡会長 はい、深田委員。

○深田委員 今回の会長のお話で言えば1が「男女平等」、2が「性的マイノリティの人権」というふうに分ければ、比較的わかりやすくなるかなと思います。

○片岡会長 はい、ありがとうございます。文章のブラッシュアップ等は後ほどお伝えすることにしますが、19ページ「災害避難所におけるジェンダー視点の課題」。この中に課題が箇条書きにあります、その2つ目、「避難所内での防犯・安全対策」と書いてあるのですけれども、その言葉を聞いて皆様はどのようなことをイメージされるのかなと思ったのですけれども、実際、東日本大震災で一番問題になったのは、性暴力とかレイプなのですね。もちろん着替える場所がないとか、それから生理用品がきちっと手に入らないとか、そういったこともあるかもしれないのですけれども。ちゃんとこの問題をここでは書いた方がいいのではないかと。性暴力とハラスメントなどの他にも、金品が盗まれるとかそういったことも発生するでしょうけれども、どんな問題があるのかをイメージしにくいな

と思ったので、ちょっと具体的に言葉を入れていただけますか。他に何かありますか。この「ジェンダー平等社会を実現するために」で。

(梁川委員挙手)

○片岡会長 はい、梁川委員。

○梁川委員 17ページの言葉が問題になってしまうのですが、1行目のところに「女性不況」という表現があるのです。これはワイドショー的な表現で、学術的な表現なのかしらと思ったのですが、一般的に使われている表現なのか。使わないですね。ですから、ここはあえてこういう表現を入れる意味はあるのでしょうか。

○片岡会長 私も引っかけました。「女性不況」って使いますか。

○梁川委員 いや、僕初めてこれを見て、こんな言葉があるのだと思ったのですが。

○片岡会長 どこから持ってきた言葉なのかなと思うのですが。

○事務局(猪野) こちらの表現は、ジェンタープランの方から引っ張ってきておりました。全体としては国の方で少し使用したりすることがあったということで、その辺の経緯から使われているものになっています。必要に応じては修正が可能かと思しますので、ご意見については反映させていきたいというふうに思います。

○片岡会長 よろしくお願ひします。説明するなり、別の言葉に変えるなりで。他にありますか。「女性」の部分。なかったら2の「子どもの人権」にまいます。ご意見等いかがでしょうか。

(梁川委員挙手)

○片岡会長 はい、梁川委員どうぞ。

○梁川委員 21ページの「本市での取組」で、前回の資料の中では「外国につながりがある子どもへの支援」という項目があったのが、今回抜けているのですが、何かそれは意図的に抜いたのですか。この後のいくつかの項目でも同じように増えている項目はいいのですが、減らされてカットされている項目があるのですが、ここでは、あえてそれを外した意味は何かあるのでしょうか。

○片岡会長 はい、事務局お願ひします。

○事務局(作井) はい、こちら全ての分野別課題の「本市での主な取組」は、今までの現行指針に書いてあった「施策の方向性」から抜き取っていたのですが、ここに全てを書くのではなくて、主な取組としてPRしたいというか、特

に力を入れているところを書くということで、決して外国につながるのある子ども
ものことをやっていないわけではないのですけれども、スペース的な問題もあり
まして、今回はこのような形になりました。他のところも減っているものは、藤
沢市の主な取組として特に書くというよりも、どこでもやっているの、であれ
ば、藤沢市が力を入れてやっているところをもう少し書きたいという整理で増え
たり減ったりはしています。

(梁川委員挙手)

○片岡会長 はい、梁川委員。

○梁川委員 ちょっと説明に納得しかねる部分があって、やっている、やっていな
いより力を入れたいか入れたくないかといって外しましたというニュアンスで聞
き取ると、じゃあ外国につながるのある子どもへの支援については、今の藤沢市
の教育としては、他のことにもっと力を注ぐから、それは後回しというふうにも
聞こえてしまうのですね、やっぱりやっていることは、本当だったらもっとやら
なくてはいけない部分があるということで、確かに市の行政としてのサービスと
いうのは少なく、湘南台とか地域的に民間の団体が支援をしていたりという事
例がたくさんあるわけですよ。ですから、本当だったら、小学校なり中学校でそ
ういう取組をしなくてはいけないのだけど、ということがあるので、せめて項目
は残っている方が絶対いいなと私は思うのです。ですが、今の説明のように、そ
んなに力が入ってないから外しました、みたいなニュアンスだと、「うーん」と
いうふうに。だから総合的な部分としては、例えば、藤沢の支援教育というところ
に入れ込むのだったら、目的は特別支援とちょっと違うかもしれないけれど、
いわゆる課題なりそういうものを持っている支援が必要な子どもたちに対する対
応ということでは、載せることはできる。だから項目を全てなくすなということ
ではないのですが、やはりそういう言葉を抜いてしまうということ自体が、忘れ
られているという。これは、一般の人が見る資料ですよ。そうすると、そうい
うのに関係している保護者の方や関係している人たちは、このことは何もないの
かということになってしまうのではないかな。少なくとも、取組はしています
よ、それが十分か十分でないかは検証が必要だろうとは思いますが。やっ
ぱり私としては、特に子どものことに関しては、そういう子どもへの支援という
項目が、すぽっと抜けてしまったということに対しては、少しがっかり。です
から、文章の中でここに載っていますよ、でも結構なのですが、ご検討いただけれ
ばというふうに思います。

(事務局挙手)

○片岡会長 はい。事務局お願いします。

○事務局 (作井) 私の説明が悪かったのですが、決して子ども部、教育部がやっていないと言ったわけではないのですが、外国につながるのある方の人権というのがまた後ろに出てきて、そこにも教育のことが書いてあります。こちらは子どもの人権になってはいるのですけれども、やはり複合的な問題もありますので、こちらにないものは、外国のところに載っていると、そういったことがございます。

○片岡会長 はい、ありがとうございます。今の「本市での主な取組」21ページの表の中ですけれども、4のところでは、「藤沢市子どもをいじめから守る条例」きちっと正式名称があるにもかかわらず、そのすぐ下では、「子ども共育計画」とか「藤沢市」という正式名称が入っていないのです。これは市の職員だけが見るのでしたらまだいいのですけれども、いろいろな方が見ることが前提なので、きちっと正式名称を書いていただけますか。それは他のページも同じですのでよろしくお願いします。文章のブラッシュアップと細かい点は、直接事務局にお送りいただくと助かります。次の3の「高齢者」に行ってよろしいですか。3「高齢者の人権を尊重するために」へのご意見をお願いします。

(宮部委員挙手)

○片岡会長 はい、宮部委員、どうぞ。

○宮部委員 高齢者に限らないのですけれど、SDGsの17の目標がどうやって選ばれたのか、誰が選んだのかがすごく気になります。前回も申し上げたのですが、高齢者のところに「質の高い教育をみんなに」が入っていますが、教育が入っているのは「子ども」と「高齢者」と「犯罪被害者」と「生活困窮者」だけなのです。でも教育は全てで必要だと思うので、この17目標の選び方を統一していただいた方がよいと思います。

○片岡会長 そうですね、生涯教育というように、全ての人に必要ですよ。いいですか。高齢者の人権で。私が気になっているのが、それこそ1の貧困が抜けていることなのです。特に高齢者女性の貧困は、非常にシリアスな話なのに、貧困系の話がここに出てこない。もちろん住宅入居等への支援くらいは出てくるのですけれども、ベースに流れているそういった問題が読み取れないのです。貧困の問題というのは、他の複合的な問題にも、いろいろ家族的な問題にも発展していきますので、そういった人権問題を捉えるときのベースの考え方というのがわ

かるような書き方をしていただきたい。他にありますか。文章等を言うと、この高齢者のところは受け身と能動態と混在していたり、一文が長かったり、とても読みにくい文章なので文章はブラッシュアップしてください。お願いします。いいですか「障がい者」に行つて。はい、4の「障がいのある人の人権を尊重するために」ご意見等をお願いいたします。

(梁川委員挙手)

○片岡会長 はい、梁川委員お願いします。

○梁川委員 31ページ、前回のときに、就労のことについての法定雇用率の数字を入れてもらおうとありがたいということをお願いしたのですが、残念ながらそういう状況にはなっていないので、それは仕方がないこともあるのかなと思うのですが、できましたら「人権教育・人権啓発の推進」のところに「就労支援を通じて、企業や地域にアプローチし」という表記がございますので、ここの文章のところで、法定雇用率の達成とか、推進とかというような表現を付け加える形で記述をしていただくとありがたいかなと思いますので、ご検討ください。

○片岡会長 はい、ありがとうございます。他には。戸高委員、よろしいですか。

○戸高委員 先ほど宮部委員が言われた17の項目のところで、障がいの場合は二つしかないのですけれども、やはり貧困の問題とか、この辺、結構あったりですね、何かそこだけではないだろうなという気がしますので。あえて見るとね。

○片岡会長 あえて見ると偏りがあり過ぎますよね。これもう一回、SDGsの部分だけご覧になって、基本方針としては関係あるものはみんな入れるというふうにしておかないと、たくさんあるところとないところに差があり過ぎる。よろしくお願いします。では、ないようでしたら、5「部落差別（同和問題）を解決するために」。

(梁川委員挙手)

○片岡会長 はい、梁川委員。

○梁川委員 取組のところで、繰り返しになりますけれども、前回の資料の中では同和問題に関する教育啓発、それから就職差別解消、えせ同和行為への対応という項目がありましたが、今回の場合はそれがスリムになっているということなので、その部分がどこか文章表記でカバーしてあるということであれば結構なのですが、そうでないなら、やっぱり大切な項目なのかなという気がしますので、ご検討いただければと思います。

○片岡会長 私、気が付いたのですけれども、それが政策の方向性の方に書かれているのですよね。右ページの「パートナーシップによる取組」の一番下に「えせ同和行為」とか。事務局、どうしてこうなったのかの経過をご説明いただけますか。

○事務局（作井） これは「本市での主な取組」というところで、藤沢市が独自で何かをしているかということ、ここに例えばこういった研修に出ていますとかいうのを当初は書いていたのですけれども、職員の研修を市の取組としてここに載せることについてご指摘をいただきましたので、そうなるとこれは今後、もう少し課題として取り組んでいかなければいけないということで、主な取組には書けなかなということに削ったという経緯です。

○片岡会長 はい、ありがとうございます。ということで、実際は大したことをやっていないので、今後の課題の方へ持っていったということです。はい、他にこのページ、2ページで何かありますか。ないようですので、次にまいります。6「外国につながるのある人の人権を尊重するために」。片岡からです。34ページのグラフ「外国人住民の内訳」、これはもちろん藤沢市ですよね。住民基本台帳よりとか何か入れてください。

（深田委員挙手）

○片岡会長 はい、深田委員お願いします。

○深田委員 35ページの欄外の「ポストコロナ時代」というところですね。本来的には多分このパンデミックがほぼ収束した後の時代ということが本来の意味かなと思いますが、どうでしょうか。

○片岡会長 きっと何かの引用なのだと思いますが。

○事務局（作井） 用語解説の表現を見直すということですね。

○片岡会長 一つの資料だけではなく、いくつかの資料を見比べて書いてみてください。お願いします。

（梁川委員挙手）

○片岡会長 はい、梁川委員どうぞ。

○梁川委員 同じところで同じ話ばかりしていて申し訳ないのですけれども、取組の部分で就労支援・保健医療福祉・介護支援っていう言葉が項目として抜けて課題の方の表記の中に若干触れられていますということなのだけど、取組という部分では文章表記としては読み込めば、そういうことを言っているねというのはもちろんわかるのだけれども、現状として、これだけの分量のもので、さっと読んで

就労支援とか保健医療福祉・介護支援等のことが外国につながるのある人たちに理解できるかということ、かなり難しく思うのですね。だから、やはりここは取組というところには、きめ細かく目配りはしていますよという意味合いから言えば、取組の方に項目としてあげる方が現実的にはいいのかなというふうに思います。

○片岡会長 はい、ありがとうございます。7「患者等の人権を尊重するために」他にご意見等ありますか。ここで「本市での主な取組」を抜いたのは、何か理由がありますか。

○事務局（作井） 申し訳ありません。今、ご指摘をいただくまで気が付きませんでした。そうですね、全ての項目は全ての部署で確認をしているのですが、記載するようにいたします。申し訳ありません。

○片岡会長 そうですね。はい、よろしくお願ひします。他に何かありますか。よろしいですか。8「ビジネスにおける人権尊重を進めるために」。このタイトルですが「ビジネスにおける人権を尊重するために」ではだめなのですか。なぜここだけ「進めるために」になっているのですか。「人権尊重を進めるために」にここだけなっているのです。

○事務局（作井） ご指摘の通り修正します。

○片岡会長 ありがとうございます。いかがでしょうか。よろしいですか。カタカナ語の説明も下にされているということで、何かありましたら、事務局の方にお願ひします。9「犯罪被害者等の人権を尊重するために」。ご意見お願ひします。特にありませんか。10「生活困窮者の人権を尊重するために」。ご意見いかがでしょうか。はい。片岡から質問です。48ページの「本市での主な取組」、1の「実態の把握」の中で「ケアラーやひきこもりの」とあるのですが、それと5のところにもケアラーと出てくるのですが、このケアラーはヤングケアラーのことではなくてケアラー全般の話なのではないでしょうか。もしヤングケアラーだったら、ヤングを書かないとケアラーだと年齢がヤングがとは限りませんので。よろしくお願ひします。

（深田委員挙手）

○片岡会長 はい、深田委員お願ひします。

○深田委員 47ページの(2) 国は生活困窮者云々というところに、「生活困窮者自立支援法を施行し」とあります。先ほど最近の動向のところには、この法律が入っていなかったもので、2015年施行ということを入れられたらいいかなと思

います。それから、もう一つは、他のところでも何か所か、「国は」、「国では」、こういう法律を制定しましたとか施行しましたという表現があるのですが、そういう表現はいけないというわけではないのですが、法律を作るのは国会なので、それは当たり前というか、むしろ国ではこうしている、国はこうしているという、藤沢市は関係ないけれど、国はこういう法律を作りましたというように、あまりそういう表現が多いと捉えられてしまうような気がして、少しそういう書き方もまた検討していただければと思います。

- 片岡会長 はい、ありがとうございます。ここの生活困窮者のところも、先ほど高齢者のところで申し上げたのと同じように、もちろん貧困の話に触れているのですが、なんとなく読んでいて、対象者が1人という感じがする書き方なのです。これは私の感覚的なものなのではないでしょうか。何が言いたいかという、何度も皆さんが書かれている「複雑化」というのはどういう複雑化かという、貧困がベースにあって、ゆえに全ての年代の人間、例えば働き盛りの人たちが病気になったり、精神的な病になったりして働けなくなり、貧困が発生し、高齢者がいて高齢者もどこかが悪くて、それで若い子どもたちがヤングケアラーになるとかという、ファミリー全体が複合的な問題を抱えることがあるということなのですが、これを見ているとそういった複合的な貧困が見えてこない。そういうケースの方がむしろ多いわけです。という実態をちょっと反映した書き方にしていただけないでしょうか。個人の問題ではなくて、もちろんそれが地域的な問題とかということもあるのだと思うのです。よろしくお願いします。他にありますか。ここも、SDGsの2の飢餓が抜けていますので、飢餓を入れてください。SDGsに関しては、後で見直していただきます。11「インターネット上における人権を尊重するために」、ご意見いかがでしょう。大丈夫ですか。では次にまいります。12「さまざまな人権を尊重するために」。

(梁川委員挙手)

- 片岡会長 はい、梁川委員お願いします。

- 梁川委員 56ページ、「④災害に遭った人」の5行目、「高齢者や障がいのある人など配慮が必要な人への対応をまとめた「避難所運営ガイドライン」を策定しました。」とあるのですが、危機管理課へ行って聞いたら、そんなものはありませんと言っていました。マニュアルはあるのです。防災関係の方で作られているマニュアルというものがあるのですが、避難所運営ガイドラインというものは、国では策定していますが、市としてはそういうものはありませんという

説明だったのですね。ですから、少しこれはニュアンスが違うのだらうというふうに思いますので、確認をしていただければと思います。

○片岡会長 はい、ありがとうございます。ちゃんと取材されて助かります。他のところにも共通しているところなのですが、特にこの57ページ、「さまざまな人権課題」を全部文章化されているので、問題をとても拾いにくいので、婚外子（非嫡出子）とか未婚の母親とか、そういったキーワードだけでも太字にしていただけないでしょうか。他の部分も、この1冊全体を通して大切な言葉を太字にしていただけると、とても読みやすくなると思います。よろしくお願いします。他にご意見ありますか。第4章です。「人権政策の推進に向けて」こちらご意見ありますか。大丈夫ですか。ということで、お疲れ様でした。終わりました。あと細かい部分とか、後から皆さんが気付かれたことがあったら、事務局の方へデータを送っていただき、やり取りしてください。よろしくお願いします。続きまして、議題4「パブコメの実施について」、事務局からご説明願います。

○事務局（中村） お手元の資料4になります。そちらをご覧ください。本日ご審議いただきました指針の素案についてパブリックコメント、市民意見公募を実施する予定です。パブリックコメントは市の計画などの策定に当たりまして、積極的な情報提供によって説明責任を果たすとともに、市政運営基本方針である市民との協働の推進をめざして、幅広く市民の意見提案を反映させることを目的として行うものです。指針に対する意見の募集期間ですけれども、10月11日（火）から11月10日（木）までとなります。素案の閲覧および配布は人権男女共同平和国際課、市役所の総合案内、あと市政情報コーナー、各市民センター、公民館でできます。また、市のホームページからも閲覧することができます。意見を提出できる方は、市内に在住・在勤・在学の方、市内に事業所を有する方、その他利害関係者になります。提出方法はこちらのリーフレットの裏面の所定の用紙にご記入いただくか、任意の用紙にリーフレット裏面と同様の項目をご記入いただきまして、郵送、ファクシミリ、持参のいずれかの方法でご提出していただくか、市ホームページの専用提出フォームからインターネットで提出することもできます。いただいたご意見等につきましては、類型化し、市の考え方を付して公表します。以上になります。

○片岡会長 ありがとうございます。このことに対して何かご質問等ありますか。よろしいですか。では議題の4は以上です。続きまして、2「その他」にまいります。委員の皆様から何かございますか。

(梁川委員挙手)

○梁川委員 意識調査のことで聞いてよろしいですか。

○片岡会長 はい、梁川委員どうぞ。

○梁川委員 アンケート結果をお送りいただきましてありがとうございました。私はあまり統計というものに詳しくないので、単純に思ったのは、無作為で3,060人に郵送又はウェブでという依頼をしたということなのですが、その前提になっている年齢構成、男女比というのは、コンピュータか何かで自動的に検索した結果がこうなのか、それとも、ある程度、年齢層に対しては、割振りという条件をつけて検索したのかを知りたいのですね。というのは、18歳以上ということで、19歳の男女とも非常に発送数が少なく、なおかつ回収数が少ないので、パーセンテージ的なところで言うと参考にはなるにしても、統計的なものとして有効数なのかどうかというのは少し疑問に感じました。逆に高齢者の方に関しては、50代以上に関してはかなりの発送数で、あわせて回答もされているということなので、当然この区分での捉え方っていう部分が高い数値になってくるのかなという気がしています。ですので、それが機械的なものなのか、意図的に多少バランスをとってそういうふうにしたのかというのを知りたいということです。あとはもう一つだけ、感想は前回も申し上げましたけれども、やはり学生さんとか若い人たちは、学習している場面がたくさんあるのですね。高齢者は知らないというのは、ほとんど市の広報で見ましたぐらいのところにいるから、やはり時代的なジェネレーション・ギャップじゃないですが、そういう受けとめ方、知識学習の機会というものに差があるのかな。若い人は新聞とか読まなくてもネットですごく情報を知っているし、特に若い人は、学校でも多少そういう教育を学習する機会があつて文言としては知っていますという回答であつたというのは、今後、市が取り組む場合にも、活かせるところかなというふうな感想を持ちました。

○片岡会長 はい、ありがとうございます。いいですね、事務局からは。

○梁川委員 機械的なものなのか、年齢層に関しては、ある程度条件をつけてやったのかということは教えてください。

○片岡会長 機械的ですよ。

○事務局(中村) この3,060人が、藤沢市の人口の構成の縮図になるような割合で抽出は依頼しております。

○梁川委員 それは、機械で出したということですね。

- 事務局（中村） はい、そうです。
- 梁川委員 わかりました。ありがとうございました。
- 片岡会長 他にありますか。では事務局からお願いします。
- 事務局（猪野） お手元の方にチラシをお配りしておりますけれども、日本航空株式会社のD&I推進グループの方から、ご講演いただくことになっておりますので、お時間がありましたらぜひご応募いただければと思っております。こちらの方は男性なのですが、今回、女性活躍の担当をやっていらっしゃるというところと、あとこの方は実際に飛行機の客室乗務員もやっていらっしゃるというところ、様々なそういった性に関わらず活躍できるというところに非常に精通している方ですので、もしよろしければ、お越しいただければと思っております。よろしく願いいたします。
- 片岡会長 はい、ありがとうございます。他に何かありますか。他にないようでしたら、これをもちまして、閉会とさせていただきます。議事の進行にご協力ありがとうございました。事務局にお戻しいたします。
- 事務局（作井） 片岡会長ありがとうございました。それでは事務連絡をさせていただきます。次回、第4回の協議会は11月21日（月）15時からの予定となっております。第5回が年明けの1月17日（火）15時からの予定となっております。また日程が近くなりましたら開催通知を送らせていただきます。次回につきましては、パブリックコメントの結果のご報告がメインになるかと思しますので、よろしく願いいたします。では、本日は長い時間になりましたけれどもお忙しい中ご参加いただきましてありがとうございました。以上で本日の会議を終了させていただきます。お疲れさまでした。

以 上